

◎北海道青少年健全育成条例施行規則

改正	昭和三十年四月二日	規則第二十八号
	昭和三十四年七月十六日	規則第八十一号
	昭和三十六年四月二十日	規則第六十一号
	昭和四十一年六月十日	規則第六十八号
	昭和四十八年八月十三日	規則第八十二号
	昭和五十三年六月二十七日	規則第五十二号
	昭和六十一年十一月一日	規則第九十七号
	昭和六十三年十二月二十七日	規則第一一四号
	平成二年五月十四日	規則第二十七号
	平成四年四月七日	規則第五十四号
	平成八年十二月六日	規則第九十四号
	平成九年四月三日	規則第四十五号
	平成九年六月十七日	規則第一〇八号
	平成十年四月十四日	規則第八十一号
	平成十四年一月四日	規則第二号
	平成十八年十二月二十二日	規則第一六二号

(指定基準等)

第一条 知事は、北海道青少年健全育成条例（昭和三十年北海道条例第十七号。以下「条例」という。）第十五条第一項、第十六条第一項第三号、第十九条第一項第四号、第二十条第一項又は第二十二条第一項第三号の規定により、有害興行（条例第十五条第一項の規定による指定により、青少年に観覧させることを禁止された興行をいう。以下同じ）、有害図書類、有害がん具類、有害刃物又は有害広告物（以下「有害興行等」という。）として指定をしようとするときは、別に定める認定基準により行うものとする。

2 条例第十六条第一項第一号及び第二号並びに第二十二条第一項第一号に規定する規則で定める写真又は図画及び場面は、次に掲げるものとする。

- (一) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな状態で次に掲げるものを撮影した写真若しくは描写した図画又は描写した場面
- ア 陰部を誇示した姿態
- イ 自慰の姿態
- ウ 排泄（せつ）の姿態
- エ 緊縛の姿態
- (二) 性交又はこれに類する性行為で次に掲げるものを撮影した写真若しくは描写した図画又は描写した場面

- ア 男女間の性交又は性交を連想させる行為
- イ 強姦（かん）、輪姦（かん）その他の陵辱行為
- ウ 男女間の愛撫（ぶ）の行為
- エ 同性間の愛撫（ぶ）の行為
- オ 変態性欲に基づく性行為

3 条例第十九条第一項第一号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するがん具類は、次に掲げるものとする。

- (一) 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似するがん具類
- (二) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造をなし、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するがん具類

- (三) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ人形となるものを含む。）

(指定告示の内容)

第二条 条例第十五条第二項本文（条例第二十三条（条例第十六条第一項第二号の規定による指定に係る部分を除く。）において準用する場合を含む。）の規定による告示は、有害興行等としての指定の範囲、種別、題名、指定箇所及び指定理由について行うものとする。

(有害図書類の陳列の方法)

第三条 条例第十八条第一項の規定による区分は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- (一) 間仕切りの設置その他の方法により内部を容易に見通すことができない場所を設け、当該場所に有害図書類を陳列する方法
- (二) 有害図書類以外の図書類を陳列する場所から六十センチメートル以上離れた場所に、有害図書類をまとめて陳列する方法

- (三) 有害図書類から十センチメートル以上張り出した仕切り板（透視できない材質のものに限る。）を設け、当該仕切り板と仕切り板との間に、有害図書類をまとめて陳列する方法
- (四) 床面から百五十センチメートル以上の高さの位置に、有害図書類をその背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列する方法

- (五) 前各号に掲げるもののほか、有害図書類が有害図書類以外の図書類と明確に区分されていると知事が認める方法
- (有害広告物等の頒布の方法等)

第四条 条例第二十二條第四項ただし書及び第四十四条第四項ただし書に規定する規則で定める方法による場合は、有害広告物等を内容物を透視できない封筒その他の物に納め、その納入口を封じた上、その表面に十八歳以上の受取人の氏名を記載したものによる場合とする。

2 条例第二十二條第四項ただし書及び第四十四条第四項ただし書に規定する規則で定める場所は、十八歳未満の者が居住して

いない住居とする。

(自動販売機等の設置の届出等)

第五条 条例第二十四條第一項第四号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (一) 自動販売機等の設置予定年月日
- (二) 販売又は貸付けの開始予定年月日
- (三) 自動販売機等により販売し、又は貸し付ける図書類の種類
- 2 条例第二十四條第一項の規定による届出は、別記第一号様式によるものとする。
- 3 前項の規定による届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (一) 自動販売等業者の住民票の写し又はこれに代わる書面（法人にあつては、登記事項証明書）
- (二) 自動販売機等の設置場所の見取図
- (三) 自動販売機等の設置場所を使用する権原があることを証する書類
- (四) 図書類を収納する自動販売機等の設置場所としてその場所を提供することを承諾する旨の書類
- (五) 自動販売機等管理者の就任承諾書
- (六) 自動販売機等管理者の住民票の写し又はこれに代わる書面

4 条例第二十四條第二項の規定による届出は、別記第二号様式又は別記第三号様式によるものとする。

5 条例第二十六條第一項の届出済証は、別記第四号様式によるものとする。

6 条例第二十六條第二項の規定による再交付の申請は、別記第五号様式によるものとする。

(自動販売機等管理者の要件)

第六条 条例第二十五条の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (一) 二十歳以上であること。
- (二) 成年被後见人又は被保佐人でないこと。
- (三) その管理する自動販売機等が設置されている市町村の区域内に居住していること。

(利用カードの販売の届出等)

第七条 条例第四十三條第一項第三号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (一) 販売の開始又は自動販売機の設置予定年月日
- (二) 利用カードの名称及び種類
- (三) 利用することができると風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第一二二号）第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業又は同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業の営業所の名称及び所在地
- (四) 販売場所又は自動販売機の設置場所の状況
- 2 条例第四十三條第一項の規定による届出は、別記第六号様式

によるものとする。

3 前項の規定による届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(一) 利用カードの取扱いを業とする者の住民票の写し又はこれに代わる書面(法人にあつては、登記事項証明書)

(二) 利用カードの販売場所又は自動販売機の設置場所の見取図

4 条例第四十三条第二項の規定による届出は、別記第七号様式又は別記第八号様式によるものとする。

(揭示の様式等)

第八条 有害興行の興行者が条例第十五条第三項の揭示をしようとするときは、別記第九号様式によるものとする。

2 興行者等が条例第三十七条第二項の揭示をしようとするときは、別記第十号様式によるものとする。

3 前二項の揭示は、場内及び場外の見やすいところにしなければならない。

(立入調査の指名、証票)

第九条 条例第五十三条第一項の当該職員は、環境生活部及び支庁の関係職員並びに道の児童福祉機関に勤務する職員のうちから、知事があらかじめ指名する。

2 前項の規定により指名された当該職員に対しては、別記第十号様式の証票を交付する。

附 則

この規則は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和三十四年七月十六日規則第八十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十六年四月二十日規則第六十一号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前のこの規則の各条により改正されることとなる規則(以下「当該規則」という。)に基づく証明書等がこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の当該規則に基づく証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の当該規則に基づいて作成されている用紙等がある場合においては、この規則による改正後の当該規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則 (昭和四十一年六月十日規則第六十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十八年八月十三日規則第八十二号)

この規則は、昭和四十八年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五十三年六月二十七日規則第五十二号)

この規則は、昭和五十三年七月一日から施行する。

附 則 (昭和六十一年十一月一日規則第九十七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六十二年六月十五日規則第七十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六十二年十二月二十七日規則第一一四号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙等がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、昭和六十四年三月三十一日までの間使用することを妨げない。

附 則 (平成二年五月十四日規則第二十七号)

1 この規則は、平成二年七月一日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道青少年保護育成条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第二条の二第一項から第三項までの規定は、北海道青少年保護育成条例の一部を改正する条例(平成二年北海道条例第八号)附則第二項の規定による届出をしようとする場合に準用する。この場合において、改正後の規則第二条の二第一項及び別記第一号様式中「自動販売機等の設置予定年月日」とあるのは「自動販売機等の設置年月日」と、「販売又は貸付けの開始予定年月日」とあるのは「販売又は貸付けの開始年月日」と読み替えるものとする。

附 則 (平成四年四月七日規則第五十四号)

この規則は、平成四年五月一日から施行する。

附 則 (平成八年十二月六日規則第九十四号)

1 この規則は、平成九年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の北海道青少年保護育成条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づく証明書等は、この規則による改正後の北海道青少年保護育成条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定に基づく証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙等がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、平成九年三月三十一日までの間使用することを妨げない。

附 則 (平成九年四月三日規則第四十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年六月十七日規則第一〇八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十年四月十四日規則第八十一号)

この規則は、平成十年七月一日から施行する。ただし、別表及び

別記第五号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十四年一月四日規則第二号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年十二月二十二日規則第一六二号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する